

第79回小笠原諸島振興開発審議会

平成20年6月2日（月）

【山近振興官】 それでは、第79回小笠原諸島振興開発審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、委員11名の方のご出席をいただいております。定足数を満たしております。

本日より役所はクールビズモードでございます。事務局はノーネクタイで臨みます。ご了解ください。

それでは、議事に先立ちまして、平井国土交通副大臣よりごあいさつをお願いしたいと思います。

【平井副大臣】 皆さん、おはようございます。振興開発審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきます。皆様方におかれましては、本当にお忙しいところ、また、月曜日の朝の会議ということですが、ご出席をいただきましてありがとうございます。

前回1月に開催された審議会では、これまで振興開発計画の成果と課題についてご審議をいただき、観光戦略、小笠原のNPO等、ボランティアな組織の役割、防災対策の必要性等、さまざまな点が指摘されたところであります。

きょうは小笠原諸島振興開発の方向についての議論と承知をしております。次回の審議会では意見具申を取りまとめたいただきたいと考えておりますので、本日は前回のご議論を深め、意見具申に向けて大きな方向性を示していただきたいと思います。

なお、先般、自民党の政調会の離島振興委員会の中に、小笠原小委員会が発足しました。石原伸晃・元国土交通大臣を委員長とする委員会が発足しました。私も長年自民党の離島振興委員会でいろいろな小委員長等をさせていただいておりましたが、特定の地域の名称を付した小委員会は今回が初めてであります。それだけ多くの皆さん方が小笠原の問題に対して関心を持たれているということ、そして、石原委員長からも何度もお話がありましたけれども、我が国の排他的経済水域の約3割を確保しているということ、やっぱり我々はどうのように受けとめていくかということではないかと思えます。

40周年の式典には多数の議員が出席するとも聞いております。関心が高まっている中で、委員の皆様にはぜひとも活発なご議論をいただきたいと思えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【山近振興官】 ありがとうございます。

前回から今回の審議会までの間に、皆様の任期の更新を行っております。会長は小笠原諸島振興開発特別措置法第12条の規定によりまして、皆様の互選により選任されることとなっております。どなたか推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

【森下委員】 よろしいでしょうか。これまでどおり岡本委員に会長をしていただくのがよろしいと思いますが、皆さん、いかがでございましょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山近振興官】 岡本委員、いかがでしょうか。

【岡本委員】 承知いたしました。皆様のご推薦でございますので、喜んでお引き受けいたします。

【山近振興官】 それでは、これ以降の議事進行については岡本会長にお願いしたいと思っております。

【岡本会長】 座ったままで失礼します。

先ほど副大臣からもご紹介がございましたが、多方面で離島振興に対して関心が高まっているようでございます。今年はこの振興開発の基本法の特別措置法が期限切れになる年度を迎えたということで、節目の年でもございます。今後について、審議会でも今後のあり方について慎重にご審議を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会長職務代理につきましては、法律の規定により、会長による指名ということになっておりますので、指名をさせていただきたいと思っております。引き続き鈴木委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【鈴木会長代理】 皆様のご承諾をいただきまして、会長代理に就任いたしました。会長を助けまして、会議の円滑な運営に努力をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 ありがとうございます。

議事を進める前に、冒頭、小笠原村長の森下委員からご発言の申し出をいただいておりますので、お願いいたします。

【森下委員】 座ったまま失礼をさせていただきます。小笠原村村長の森下でございます。冒頭に恐縮ではございますが、地元を代表いたしまして、一言ごあいさつをさせてい

たきます。

審議会の委員の皆様方には再び委員にご就任をいただき、まことにありがとうございます。引き続き小笠原諸島の振興開発につきまして貴重なご意見をいただければと思うところでございます。

小笠原諸島の振興開発につきましては、かねてから岡本会長をはじめ、審議会の委員の皆様方、国土交通省、東京都の皆様方には格別のご指導、ご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。ご承知のように、小笠原諸島におきましては、これまでに国の特別措置法のもと、各施策が施され、交通基盤や産業基盤の整備、生活環境改善など基本的な社会基盤の整備は著しく進展をしてきたところでございます。

しかしながら、お手元にお配りをしております要望書にもございまして、「自立発展」並びに「生活安定及び福祉の向上」という特別措置法の目的と現状を照らし合わせますと、いまだ解決されていない諸課題も多く残っており、自立的発展に向けた基礎的条件は必ずしも確立されたものとは言いがたい状況にございます。

その解決されていない最大の基盤整備は、航空路の開設でございます。小笠原村の置かれた地理的条件や社会的・経済的状况にかんがみますと、村民生活の安定及び自立発展に向けた産業振興のために、航空路の開設は必要かつ欠くことのできない社会基盤でございます。航空路の開設につきましては、昨年、村民アンケートを実施し、村民合意を得たところでございますが、その結果を踏まえ、東京都と小笠原村は今年2月に小笠原航空路協議会を設置し、また、4月には第1回の協議会を地元小笠原村で開催し、今後、関係者間の合意形成を図るためのPIを実施する段階に至っているところでございます。小笠原空港は返還以来の村民の悲願であり、今後、事業主体であります東京都と調整を図りながら、1日でも早く航空路が開設されるよう邁進したいと考えております。

また、医療・福祉の充実及び総合的な防災対策、情報通信アクセスの整備等、今なお継続中の事業、あるいは今後重点的に実施していかなければならない事業が航空路開設以外にもまだ多く残されております。

また、一方では小笠原諸島は今年返還40周年を迎える節目の年であり、今後、さまざまな記念事業を実施していく予定でございます。我々村民は一丸となってこの記念事業を成功させようと努力しているところでございます。

これからの振興開発につきましても、村民が主体となり、自立発展に向け努力してまいり所存でございますが、それには国のご支援がまだ必要であると考えております。本日と

今回の審議会におきまして、意見具申の取りまとめを行っていただくところでございますが、当村がさきの終戦から本土復帰までの23年間にわたる空白期間を乗り越え、自立発展の道へと進んでいくためには、海洋基本法の理念に基づく小笠原諸島の国家的な重要な役割も踏まえ、今後とも国の特別措置法による支援の必要性をご理解いただき、ご審議くださいますようお願い申し上げます、私の発言とさせていただきます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

【岡本会長】 ありがとうございました。

それでは、議事を進めたいと思います。本日のこの後の議事は、次第にありますように今後の小笠原諸島振興開発の方向について、さらに国の支援のあり方についてでございます。本日の議題はお互いに密接に関係していますので、まず最初に資料を一通り説明していただいた後、ご意見を伺いたいと思います。

なお、監事である国土交通省の小笠原総合事務所所長に人事交代がありました。ご紹介申し上げます。馬返新監事です。どうぞよろしく申し上げます。

【馬返所長】 よろしく申し上げます。

【岡本会長】 なお、名簿につきましては、お手元の資料のとおりです。

では、まず国から前回の審議会での議論に関連し、小笠原諸島の振興開発に関する最近の動向、国の支援のあり方について、ご説明をお願いします。

【山近振興官】 それでは、お手元に配付されております資料の資料番号2、そして、少し飛びますが、4、5、そして参考資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

資料2は前回のご議論を少し補強するという意味で作成してございます。まず1ページ目でございますけれども、「新たな観光への取り組み」ということでございます。

国の取り組みといたしまして、1番目はエコツーリズムへの取り組みでございます。エコツーリズム推進法が本年の4月1日に施行されております。これに基づきまして、エコツーリズムが目指す方向性と地域が推進する際の基本的な事項を内容とするエコツーリズム推進基本方針の策定に向けて、現在検討が行われているところでございます。この法律が策定される前にいろいろなところでモデルケースが行われたわけでございますけれども、全国の中で小笠原もモデル地域の1つということで取り上げられてございます。

それから、2つ目がニューツーリズム創設・流通促進事業ということでございます。これにつきましては、国土交通省の中の他部門で担当しているわけでございますが、エコツーリズム、グリーンツーリズムなどの地域資源を生かした体験型、交流型の新しい観光の

創出を目的とした支援事業でございます。平成19年度におきましては、小笠原に対しまして、「太平洋戦争戦跡巡礼の旅」というものが採用されております。今年度におきましても引き続き事業を実施しております。全国ベースでの募集を行っております。

次に、2ページに参りまして、防災についてでございます。国のほうでは平成14年に東南海・南海地震に対する地震防災対策の推進に関する特別措置法というものを制定しております。そして、国で基本計画を定めて、都道府県、市町村で推進計画を策定するということになってございます。東京都ではこの法律に基づきまして、推進計画が策定されてございます。小笠原も同じように計画が策定されております。振興開発計画では、関連するものとしまして診療所の複合施設等々の整備を支援しているところです。ちなみに、小笠原村では「参考」の下のほうでございますけれども、村民だよりといたしまして、津波による浸水の予測図を村民に周知されています。そういうものと関係しまして、診療所の複合施設が今、高台に整備されているところです。また、浄水場を建てかえるという計画がございまして、その際、津波の来ない地点へ移転することを予定されています。

次のページに先ほど申し上げました村民に配付されました資料を添付してございます。これによりますと、ちょうど真ん中の囲みのところでございますけれども、父島の二見港の周辺で最大7メートル強の津波が襲ってくるという計算になってございます。

その次に、漁業についてでございます。近年の漁業人口、漁獲高の推移を示してございます。近年、カジキの収穫が盛んだということでございまして、近年の水揚量はその次のページにグラフで示してございます。それから、出荷方法の改良ということで、いろいろ港を探られたりというようなことをされております。それから、最近のトピックで、養殖に関してでございます。平成14年、15年から16年にかけて、養殖の漁獲高が減少しておりますが、これは一番下のところでございますが、将来的な漁獲高の確保をするため、内地にはない魚種の種苗化に取り組むということで、養殖の位置づけが少し変わってきているということを示してございます。

次に6ページに参りまして、小笠原における土地利用についてでございます。振興開発計画において土地利用に関する事項が定められております。そこに掲載しております4つの用途区分が定められてございます。小笠原は大多数のところは土地利用について制限が加えられてございます。その中で、父島・母島全域は都市計画区域という指定がなされてございます。一方、その囲みの中に参りますけれども、景観に関連してでございますが、真ん中のところ、平成20年5月、東京都において審議会が開催されて、父島の二見港周

辺を景観特別区域に指定して、建築物の形態や色彩の基準を定め、計画の際の届出を義務づけるということが方向性として示されてございます。また、小笠原におきましては「まちなみガイドライン」等々を策定されて、住民への景観形成に当たっての配慮を定められて提示されてございます。

その次のページに父島、さらにその次のページに母島における用途区分を示してございます。白地のところが自然保護区域以外の利用可能なところでございまして、これをごらんいただいても、利用可能地域の土地が少ないということがわかるかと思えます。

10ページに参りまして、住民やNPOの参画についてという資料でございまして。現在、小笠原で活動されておりますNPOについてまとめてみました。現在6つのNPOがここでは示されております。自然に関連したNPOというものが多いたというのを見てとれるかと思っております。

それから、資料4、5、参考資料に移らせていただきます。

国の小笠原振興開発への取り組みということで、先般の審議会で参考資料を使用してお説明申し上げました。これを補足するため、資料4と5で説明申し上げます。先般ご説明申し上げましたのは、国の支援の仕組みということでございましたが、私どもはハード支援とソフト支援という形で支援を行っております。小笠原への支援で申し上げますと、ハード支援とソフト支援を幾つかの事業について、それらを組み合わせた形で実施しているものを示してございます。そこには、自然保護と観光振興という事例を示させていただいております。国の支援のあり方という中で、ハード施策、ソフト施策のあり方をどう考えるかが検討事項の1つだと考えてございます。

資料5でございまして。これは振興開発計画のフォローと題名を打っておりますが、今後、この振興開発計画のフォローをどうするかということも検討事項の1つかと思っております。行政改革の中で中央省庁のあり方が検討されまして、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」というものが定められ、行政機関等については評価の基本的な枠組みが定められております。国土交通省ではPLAN、DO、SEEという企画立案、実施、評価というサイクルで評価を実施してございます。小笠原振興開発においても、こういう考え方を踏まえながらフォローの充実を検討してはどうかと思っております。その下には1つの例として、審議会、東京都、小笠原の関係を示させていただいております。

以上でございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

次に、東京都から小笠原諸島振興開発の今後の取り組み方針について、また、航空路開設の検討状況について、ご説明を願います。どうぞよろしく。

【山口副知事】 東京都副知事の山口でございます。本日の審議会に先立ちまして、先ほど、会長あてに小笠原諸島の振興開発特別措置法の改正・延長につきまして要望書を提出させていただきましたので、私からその要点を申し述べさせていただきます。

小笠原諸島は昭和43年の本土返還から今年で40周年を迎えます。これまで東京都は特別措置法の理念に基づきまして、住宅、道路、港湾などの基本的な社会基盤の整備を推進してまいりました。また、近年では同諸島の貴重な自然の保護と利用の両立を図るエコツーリズムの推進にも力を入れてまいりました。

しかしながら、本土から隔絶した離島であることから、交通アクセスの改善や情報通信体系の整備、島内産業の振興や防災対策など、依然として解決すべき大きな課題を残しております。また、世界自然遺産の登録に向けた外来種対策の推進を図るとともに、観光をはじめとする産業の活性化など、地域みずからが地域の特性を生かした創意工夫を行うのはもちろんでございますが、東京都といたしましても、引き続き各種の施策を展開してまいりたいと思っております。

当審議会におかれましては、同諸島の課題の解決や自立的発展に向けた小笠原村や東京都の取り組みに対しまして、特段のご配慮をいただけますようお願い申し上げます。

以上のことを踏まえまして、平成20年度末に期限切れとなる小笠原諸島振興開発特別措置法の改正及び5年間の延長を要望いたします。どうぞよろしく願いいたします。

【中西部長】 東京都の行政部長の中西でございます。

それでは、私から本日用意をさせていただきました資料について説明をさせていただきます。お手元に資料3-1及び資料3-2を配付させていただいております。

始めに資料3-1小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長についてご説明をいたします。

まず、資料の左側、今後の課題でございますが、本年1月に開催された当審議会において説明をいたしました成果と課題から、課題の部分を集約してお示しております。

第一に、島の産業に関する課題といたしまして、島内産業においては、産業間の相互連携や流通体制の検討が必要であること、また、小笠原の貴重な自然環境を保護するとともに、魅力ある地域資源として生かし、観光振興に取り組むことが課題となっております。

第二に、住民生活の安全性・利便性の向上に関する課題でございます。ひとつは、交通

アクセスの問題、そして情報通信の本土との格差の問題があります。次に、これまで特別措置法のもとで整備してまいりました施設の老朽化の問題、台風や地震、津波など自然災害への対策、住民の高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実が課題となっております。

これらの課題への取り組み方針と施策例を資料の中央にお示ししてございます。まず、島内産業の振興と観光開発を図ることとでございます。施策例として3点お示ししております。まず第一に、生産性向上と安定供給への取り組みや産業間の連携など、地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化を図ること。次に、豊かな自然や独自の歴史、文化など、地域資源を生かした多様な観光メニューを開発するとともに、誘客促進、受け入れ態勢の整備を図ること。3つ目といたしまして、小笠原の最大の魅力でございます豊かな自然を後世に引き継ぐため、固有の動植物や自然景観など、自然環境のさらなる保全を目指すこととでございます。

次に、生活環境の改善と安全性の確保として、施策例を5点お示ししてございます。まず始めに、自然環境との調和に十分配慮した航空路の開設に向けた調査・検討。2つ目といたしまして、通信ネットワークの高度化など、情報格差の是正に向けた調査・検討。3点目といたしまして、道路・港湾などの改良整備や、老朽化した施設の改修に伴う移転など、総合的な防災対策を図ること。次に、診療所施設の複合化による医療・福祉サービスの充実や、老朽化した生活衛生施設の改良など、生活環境の改善を図ること。最後に、村や都が策定した計画やガイドラインに基づいた小笠原らしい景観の創出とまちづくりを進めることとでございます。

今後はこうした施策の実現にあたり、地域住民の参画と地元の主体的な取り組みによって、課題の解決と自立的発展のための施策の展開を行ってまいりたいと考えております。このためには、引き続き小笠原諸島への特別な措置が不可欠でございまして、特別措置法の改正により5年間の延長が必要と考えているところでございます。

以上、大変簡単ではございますが、小笠原諸島振興開発計画の課題に対する今後の対応と、特別措置法の延長の必要性について説明させていただきました。

続きまして、小笠原航空路の開設についてご説明いたします。資料3-2をごらんください。

先ほどの資料でも触れましたが、小笠原諸島と本土との交通アクセスは復帰以来の重要な課題でございます。現状は、片道約26時間、週約1便の航路のみとなっております。航空路の開設は医療や福祉など、島民生活の安定や観光を中心とする島内産業、経済の活

性化など、小笠原諸島の振興・発展を図る上で大きなメリットがございます。

次にこれまでの検討状況でございます。航空路の開設につきましては、平成18年11月、小笠原諸島振興開発を変更いたしまして、自然環境との調和に十分配慮した航空路の開設を目指し検討を進めることといたしました。また、この計画には村民合意を前提に、東京都と小笠原村で協議会を設置し、情報公開を行いながら関係者間の円滑な合意の形成を図り、P Iを実施することを明記いたしました。これを受けまして、昨年11月に小笠原村が村民を対象に航空路説明会を実施した後、12月に村民アンケートを行いました。この結果、アンケートに回答した村民の7割強から航空路は必要という意思表示をいただいたところでございます。東京都は小笠原村からのP I協議会の設置要請及び村議会からの「小笠原空港開設推進に関する決議」の提出を受けまして、2月に小笠原航空路協議会を村とともに設置いたしました。4月には第1回目の小笠原航空路協議会を父島で開催したところでございます。

このように、小笠原航空路の開設に向けての取り組みは緒についたばかりでございます。今後、航空路の開設に向けた検討を進めていくためにも、特別措置法の延長が必要不可欠でございます。委員の皆様方におかれましては、現在の小笠原諸島を取り巻く課題と、特別措置法の重要性をお酌み取りの上、よろしくご審議をお願いいたします。

説明は以上でございます。

【岡本会長】 ありがとうございました。

次に、小笠原村から小笠原村の防災対策について説明願います。

【渋谷小笠原村総務課長】 小笠原村の総務課長の渋谷と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどの国の資料にありました浸水予測図と、それから別途、横に置いてあるかと思いますが、「小笠原村の津波災害対策への取り組み」の資料を突き合わせながら説明させていただきたいと思っております。

小笠原では、自然災害といいますと台風と津波が一番の想定されているものでございます。幸い、小笠原の近くのプレートの関係で、近場での津波を引き起こす大きな地震というのはあまり過去にもないようなのですが、台風については毎年のように来ているので、それぞれ防災体制は十分にとっているところですが、津波についてはいつ何時起こるかわからない。過去には返還前ではございましたが、チリ津波で大きな被害を受けているという状況がございます。

今回改めて東南海・南海地震に係る地震対策の推進地域に指定されたこと、また、ご記憶にあるかと思いますが、スマトラ沖の地震による津波災害、こういったことが村民の中にも広く知れわたり、津波についての防災対策の必要性が種々出てきているところでございます。

先ほどの浸水予測図の中にあります一番ひどいところは赤ですが、津波の場合は、50センチメートルでも1メートルでも、起きれば相当な力となって人的な被害を及ぼすということで、小笠原の父島・母島の集落地域の多くの部分が浸水の想定地域になっております。もう1枚、別の資料にございますが、海岸沿いに立地する住宅約600戸、また、約1,000人の村民が住居を失う可能性がございます。また、時期によっては1,000人以上の観光客が訪れているという状況もございます。また、父島のほうでは村役場、支庁、総合事務所、海上保安署、海上自衛隊など、主要な公共機関がすべて浸水地域の中に入っております。また、基盤施設としまして、浄水場、し尿処理場、また、1つ下にあります東京電力の発電所、こちらは父島ですが、こういったところもすべて浸水する。また、その後のいろいろな復旧等に必要な燃料として、漁協並びにガソリンスタンド等も浸水地域にある。また、商店等の日常的な生活のために必要な物も、浸水してしまえば不足するということが想定されております。

これらに対する取り組みとしまして、まず、第一優先と書いておりますが、まずは村民並びに観光客等の生命を守ることが必要になってまいります。右側にそれに対しての対策としまして、防災訓練等による村民の実践的な能力の涵養ということで、これはもう常日ごろから実施をしていくということで、今後も継続していく事業でございます。また、広報等によるハザードマップの周知や津波防災意識の啓発、教育ということで、こちらの浸水予測図については、防災訓練を行う月の村民だよりも、もうこの数年は毎回掲載をして、記憶の隅に行かないようにしております。これらも引き続き継続していかなければいけないという事業でございます。老朽化した防災無線の高台への更新ということで、小笠原村役場に設置しておりました防災無線の本局を昨年度、情報センターという高台の場所に移しまして、また、広く周知できるよう充実を図ったところでございます。また、津波浸水予測区域への避難誘導標識の設置も平成18年度に完了しております。

まずは村民の命を守ることが第一ではございますが、次に被災後の早期の復旧も求められます。ここにあります避難完了後のライフラインの確保、被災後の復興ということで、ここの中には、今後まだまだ整備していかないといけない事項がたくさんございま

す。

扇浦の浄水場の高台への移転、こちらについては法延長がかないますれば、老朽化した施設の更新にあわせて高台への移転を考えたいと考えております。また、津波に強い港湾の整備や、防災道路、こちらは父島の清瀬～奥村の間のルートが低いところへのルートしかないということで、奥村地区並びに扇浦方面の地区が孤立してしまうということで、以前から防災道路の整備の必要性を挙げているところでございます。また、避難場所への飲料水・食糧等の災害備蓄品の確保ということで充実を図っているところですが、これについても引き続き実施してまいります。また、被災後の被服等生活必需品の確保ということで、現在、災害備蓄品については水と食糧というのがメインになっておりますが、一般の村民の生活を続けるとなるといろいろな物が必要になってまいります。これらも課題と考えております。また、公共施設等への太陽光発電装置や自家発電装置の設置による緊急時の電力確保ということで、主要な施設については自家発電を所有するようにしておりますが、これらについても今後継続して整備を必要としております。防災拠点となる情報センターを高台に整備ということにつきましては、平成17年度に完了しております。また、清瀬配水池から情報センターへの配水管の新設ということで、こちらについては情報センターが実際に今、まだ給水をされていない場所にごさいます、今後、防災拠点になる場合には、高台からの配水というものも必要になるだろうと考えております。また、小笠原村防災会議等の実施による情報連絡体制の確立ということについても、引き続き継続してまいりたいと思っております。

最後に、二重の枠でくくっておりますが、今回の東南海・南海に限らず、周囲が海に囲まれているということで、どれだけの地震によってどれだけの津波が発生するかということとはわかりませんが、被害が甚大な場合にはこういった生活基盤が多く被害を受けるということで、場合によっては一般島民の一時避難が必要ではないかということも考えております。その際にやはり、おがさわら丸がどのような被害を受けるかによっても、この括弧にあります自衛隊の災害派遣要請等を行う必要があると考えております。

防災面でも種々まだまだ課題が残っております。よろしく願いいたします。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえて、これから皆さんのご意見をいただくところでございますが、その前に、小笠原村議会議長の佐々木委員からご発言の申し出をいただいておりますので、お願いいたします。

【佐々木委員】 ありがとうございます。お礼ということですので、4月中旬に冬柴大臣のほうに小笠原村の訪問をいただきまして、ありがとうございます。また、東京都の航空委員会、国の関係者の法延長に向けた視察について、改めて感謝申し上げる次第でございます。

先ほど、副大臣からお話がありましたように、小笠原も小委員会が設置されまして、改めてまた小笠原の振興に向けたはずみが出るものと期待しております。

村長から先ほどいろいろお話がありましたように、今回、3点についてちょっとお話しいただきたい。

海洋基本法が設定されまして、離島における重要性を非常に担ってきております。小笠原近海でも既に海洋調査船の大陸棚における海底調査が始まり、小笠原近海の資源エネルギーの調査もいよいよ進んだと聞いております。また、これも国際会議のほうに挙げまして、今後、小笠原近海の開発に向けた取り組みが期待されると思います。小笠原地域でも全面的にこのような開発に向けた調査に協力していきたいと思っております。

2番目でございますけれども、ここにペラ1枚の「小笠原村診療所における他県船・外国船の患者受診状況について」というのがあるんですけども、小笠原周辺では常に漁船が60せきあたり近海で操業しております。また、ここにありますように、平成15年度から19年度の診療について、小笠原村が69名、50件以上の診療そのほかを行っております。こういうのは、やはり村がそこにあるということで、近海に来られている漁業者、また、この近海を運航する航行船に対して非常に役割があるものと思っております。私もこれを冬柴大臣に直にお渡ししたんですけども、「ああ、そうか」と言われて、初めてこのような実情に気づかれたと思うんですけども、小笠原村がかなり多くの負担を負っているわけですけども、ぜひとも、今後こういう面でぜひ財政の支援をお願いしたいということで、一応このペラを提出させていただきました。よろしく願いいたします。

3点目でございますけれども、航空路についてちょっと感じたことを述べたいんですけども、先日、横浜でアフリカ開発会議が行われました。私もテレビで何度か伺ったんですけども、その物産展の中で、アフリカでとれた花が明るる日にその物産展に出ているわけですよ。そうすると、「いやー、小笠原は東京都小笠原であって、なぜできないのか」ということを非常に痛感いたしました。前回の審議会の中でもお話ししたんですけども、やはり、産業振興ということで、今回の資料にも漁業だけ載せていただいたんですけども、やはり、振興は農業、漁業という形で伴っていかなければならないと思うんですよ。

航空路も、開発、民生の安定ということだけでなく、非常にショックを受けたわけですが、アフリカのきれいな花が、テレビで言うには、前の日にとれた花が本日の物産展に出ているということで、これは小笠原ではああいう南洋のすばらしい花は幾らでもあるわけですよ。やはり、そういうものが航空路が開設されれば日本の市場に出回り、産業も大きく発展すると思うんですけども、こういう面からも、ぜひとも航空路に向けた取り組みをもう一歩考えていただきまして、ぜひアフリカより近い小笠原にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、これから本日の議題でございます今後の小笠原諸島振興開発の方向、国の支援のあり方について、皆様の忌憚のないご意見を伺い、それをもとに次回には意見具申を取りまとめます。

5年前の意見具申には、「優位性への転換と自立的発展」を基本とする法的枠組みのもとで各種施策を効果的に実施すること、また、必要な事業の実施など特別な措置を講じることを盛り込みました。

本日の議論を行うに当たり、今後の小笠原諸島振興を特別な法的枠組みで実施していくかどうかを明らかにしておく必要があります。前回のご議論や、今回の都、国の説明を受け、今後の小笠原諸島振興開発の方向性について意見具申に盛り込む事項を私なりにメモしましたので、本日の議論の参考にしたいと思います。恐縮ですが、事務局のほうでご説明いただけませんか。

【山近振興官】 会長のメモをいただきまして、皆様の資料に配付させていただいております。2枚紙でございます。これに基づきまして説明をいたします。

まず1番、現行振興開発計画のレビュー。島内の基盤整備は着実に実施され、相応の成果。しかしながら、地理的、自然的、社会的、歴史的な特殊事情に起因して、依然として幾つかの課題がある。特に、高速交通・通信アクセスが未整備。また、返還後40年を迎える中、保健・医療・福祉の充実、施設の老朽化、防災、特に津波対策が課題である。一方、数多くの固有種など貴重な自然環境の世界自然遺産登録に向け、外来種対策などの環境保全が必要である。

2番、今後の振興開発の方向についてということです。諸島は「我が国の排他的経済水域の約3割を確保」という重要な国家的役割を有している。このため、海洋基本法の「離

島の保全」の趣旨にかんがみ、定住環境の整備が重要であり、産業の活性化による雇用の確保、生活の安定・利便性向上などに向けて、自然との共生を図りつつ、以下のような取り組みを進める必要がある。

農産物の地産地消、本土の販路拡大。漁獲高安定のための養殖漁業の育成。多様な観光産業の振興（他の産業との連携や、受け入れ体制の充実）。総合的な防災対策（施設の整備・移転、避難救援体制の充実）。医療福祉サービスの維持向上。通信ネットワークの高度化充実。地理的な位置や固有の自然環境などが有する「地球的」役割も踏まえ、国際交流、研究機能の充実強化。航空路の開設に関し、貴重な自然環境への影響、費用対効果などを含め、まず地域レベルで十分に検討しつつ、関係者間の円滑な合意形成を図り、これを踏まえて事業化に向けた諸課題について検討していく。

2 ページ目に参ります。

以上のように、地域の諸課題の克服と、将来の発展に向け、ハードとソフトを一体とした総合的な施策の展開が必要である。そのためには、「地域住民の参画を始めとする地域の主体的な取り組みによる計画と実行を基にして、都や国などの協力」を基本とする法的枠組みを整備し、特別の措置を積極的に講じるべき。

3のその他といたしまして、上記による振興開発を着実に実施するため、適切なフォローの実施が必要であり、諸施策の目的の明確化、定期的評価を行う仕組みを設けるべき。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。

以上、メモを用意させていただきましたが、力点の置き方など、ご指摘を賜りたいと思います。

小笠原振興につきましては、先ほどからご紹介がございましたように、海洋基本法が制定される。あるいは、エコツーリズム推進法でございますか。観光振興ということになりますと、小笠原は日本でもエコツーリズムの展開に最も豊かな資源性、条件を備えたところだろうと思います。東京都でも従来からこの点につきましてはさまざまな取り組みをさせていただいております。最近はその道のご専門の観光プロデューサーを派遣するというようなこともなさっていただいているようでございます。

防災、航空路、いろいろ審議する必要はございますが、最初にきょうはこのエコツーリズムの日本を代表する専門家がこの委員の中におられますので、ちょっと最初にレクチャーをしていただきましょうか。どうぞよろしく申し上げます。

【海津委員】 私のことでしょうか。

【岡本会長】　　そうです。

【海津委員】　　恐れ入ります。こういうふうに冒頭に先生からご指名いただくという心構えがなかったもので。

レクチャーと申しましたが、この審議会の中でも何度もエコツーリズムについては出てきていると思いますが、改めて小笠原に関する私の知っている範囲でのレビューを。あと、ちょっと私のほうからも、小笠原の現在の動きについて、後ほどご質問をしたいと思っていますので、そこは補足していただきたいと思っています。

エコツーリズムはご存じのように、自然環境を守りながら、それを観光に活用することによって、地域に経済的な還元とか社会的な還元をもたらして、それをまた地元の中での保全についての新たな動きに還元していこうというもので、観光の1つの方法というよりは、保全と利用と地域振興の3つをどういうふうに両立させてくかという概念です。日本の中では2003年から環境省のエコツーリズム推進会議が当時の小池大臣のもとに招集されまして、2004年から3カ年にわたって13地域のモデル事業が進んでおります。推進会議のアウトプットは5つほどあるんですけども、その中で一番大きな目玉がモデル事業ということでございました。

小笠原に関しましては、そのモデル事業の3カ年の間に既に村として——小笠原は実は日本の中ではエコツーリズムに一番最初に取り組んだ地域でございまして、89年に小笠原ホエールウォッチング協会という、その当時はクジラのみでしたけれども、クジラをどういうふうに観光客に伝えていくことができるだろうかという伝え方と、それからクジラのモニタリングと調査、漁村、遊漁船などの地元の方のビジネスとそれを融合するという形でスタートしまして、それが日本の中のエコツーリズムの1つの先駆例になっているわけです。それに加えて、東京都さんのほうで2002年からだったと思いますけれども、ここにも何度も出てきておりますけれども、東京都版のエコツーリズムということで、南島と母島の石門一帯という2カ所について、利用の行動ルールと、それからそれを案内するためのガイドの育成ということセットにして進められてきているということであると思います。

エコツーリズムの推進事業のモデル事業は3カ年で終わっておりますが、その後、昨年の6月にエコツーリズム推進法という、ここにあります法律が成立をいたしまして、今年の6月から施行に移るということで方針ができ上がってきているところです。この推進法というのは、地域がエコツーリズムを進めていくということを前提として、それにかかわ

る事業者だけではなくて、村民、行政、住民の方々、ガイドさん、さまざまな方がどうやってエコツーリズムを進めるかということの協議をして、その基本構想が国の承認を得られますと、それにのっかってエコツーリズムを進めていくことが法律に求められるというものになっておりまして、「概要」というところにありますけれども、それに関する推進体制と構想策定ということで進めていくという予定になっております。

小笠原については、モデル事業の中ではこれまで検討を進めてきておられますエコツーリズムの進め方について議論を進めてこられているということをお聞きしているんですけども、私のほうから、推進法に関連して昨今の小笠原の中でのエコツーリズム絡みの動きなどがありましたら、ちょっと教えていただければと考えております。

【渋谷小笠原村総務課長】 小笠原村におきましては、エコツーリズム推進法に基づく地域の取り組みをするべきだというご意見と、まず一步一步という意見と、まだまとまってはいないという状況ではございます。ただ、今年、返還40周年の事業の中で、海津委員にもご協力いただくわけですが、エコツーリズム大会をぜひこの秋に実施して、1つ村の中のまとまりをつけていきたいと、このように考えております。

【海津委員】 ありがとうございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

関連して、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、先ほどの佐々木委員の「航空路があれば、こんなこともできる」という話は大変説得力があったように思いますが、和泉さん、いかがでございましょうか。世界をいろいろ離島なども旅行しておられるようですけども、そういう経験に照らして、何かご指摘はございませんでしょうか。

【和泉委員】 あまりよくわからないんですけど、私は北極はよく参ります。ご存じのように全くの離島で、人口がわずか村人50人とか、そういうところもちゃんとヘリポートがあったり、あとはすぐ60キロぐらい南手前の大きい町では、大きいといっても450人ぐらいの町ですが、ジェット機がおりられる飛行場などがあって、生活はそれで大変安定していますし、急病人を運ぶときが大変よいようです。経験上わからないんですが、昔、飛行場がないころは、冬などは海に氷が張るものですから、そこに飛行機がおりまして、海氷上が飛行場になるという感じでした。8年ぶりぐらいで地球最北の村に去年行ってまいりましたけれども、やっぱり飛行場ができたことによって、大変町も発展しております。人口が幾らか増えまして、病院の施設がしっかりしていたのにはちょっと驚きを

感じたんです。やはり、最低限、急病人のことも含めて、飛行機はあったほうがいいんじゃないかなというのを、北極を50回近く旅して感じました。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

小笠原航空路の協議会がスタートしているようでございますけれども、今後の展開を見守りたいと思っております。

エコツーリズムの推進を目玉とする観光振興、それから航空路、もう1つは先ほどご説明がございました防災ですか。いろいろな課題がございますけれども、そこらが非常に大きな課題でございますが、川嶋委員、ご専門の立場で少しこの辺のご意見を賜れませんか。

【川嶋委員】 専門ではございませんけれども、前回この津波の浸水予測図もお示しいただいてお話も伺って、きょうもこの対策のご説明を伺いました。この地震、いわゆる東南海・南海地震の想定に対して周知徹底というようなことについては、先ほどのご説明はよくご検討なさっていると思うんですけれども、地震とか津波はこれだけではないと思います。到達時間がずっと半分ぐらいのものが起こり得ることだって、やっぱりあると思うんです。

それで、前回お話を伺ったときに、国土交通省にも研究所が幾つかありますし、そこでも検討をされていますので、一緒にこういうことについて検討してもらって、その結果が反映できるのであれば基本計画の中でも書いてもらったかどうかというお話をさせていただきました。それで、研究所のほうでもこのデータをいただいて、その上でさらに検討すると言ってくれておまして、局長同士でもお話をしてくれているようですので、ぜひ気象庁も巻き込んで、そういう検討をしていただいた上で、基本計画に反映していただくということがいいかと思います。特に、起こったときに住民の避難が完了していないというのが一番最悪のケースだと思いますので、それに対する対策が十分にとられているのかということかと思います。その辺はご検討いただいたらどうかということ。

それから、ちょっと別のことを申し上げて恐縮でございますけれども、エコツーリズムの話をお伺っていて、大変いいことだと思いますし、小笠原にはまだ若い方が、昔、船で行くと、皆さん船で送っていただいたりする若いエネルギーがありますので、多分問題はないと思うんですけれども、もう十数年前、20年ぐらい前になりますか。レク法ができたときに、全国ですべての県がレクのそういう開発計画を実施したわけですね。それが現在

うまくいっていないというか、そういうのが地域の重荷になっているような話がありますので、おつくりいただくときには、ぜひそういうことがないようにしていただくということが重要ではないかと思いましたので、一言申し上げさせていただきます。

【岡本会長】 早く言えば、リゾート法の経験ですね。ありがとうございました。

先ほどの防災の件も、事前に資料を配付させていただきましたけれども、何か少しほっとしたのは、来るのに大分時間があるということで少し安心だなと思ったんですけども、今のお話ですと、そうでもないよというお話で……。

【川嶋委員】 震源がどこになるかということによって違ってまいりますので、東南海・南海沖地震だったら、これぐらいの余裕がありますから、ぜひ避難をされて、それからその右側のほうでというのが一番それでいいと思うんですけど、30分ぐらいで来ないとは限らないわけです。だから、その辺についての検討をしていただく。そういうのを総合的に見て、お書きいただいたらいいと思います。

【岡本会長】 よくわかりました。

今、またエコツーリズム、あるいはリゾート法の経験というようなお話がありましたけれども、楓さん、ご専門で、幅広くごらんになって、ご意見をひとつ。

【楓委員】 まず、通信ネットワークの高度化のことをお話しさせていただきます。これも観光と密接な課題です。

「情報格差の是正」と書いてありますが、それだけではなくて、通信ネットワークが整備されることによって、就労の機会が少ない島の中で新しいビジネスのチャンスが生まれることを強調していただければと思います。それは若い方たちにとっても魅力になると思うんですね。

例えば、私は定期雑誌をつくっておりますけれども、編集のある一部分を北海道の北見の方に大容量の通信を使って、データや画像、デザインを送って、それを北見で生成して戻していただくというような作業をしています。これはたまたま北見ですけども、全国で広がってきています。その北見の方もご自分のお子さんを自然のもとで育てたいという思いで、東京で身につけられたスキルを北見で実践されているわけです。そういうことが小笠原でもどんどん可能になってくるはずですよ。

そういう意味では、早急な整備が必要になるかと思えますし、もう1つ、観光の面では、前回の教育旅行のことを申し上げましたけれども、やはり、お子さんをこれだけ離れたところに旅立たせている父兄の方ですとか学校も、きちっとした情報が高度の通信ネットワ

一クによって伝えられるという環境になると、かなり安心感が増すのではないかなと思っております。航空路の開設の進み方と、高度の通信ネットワークの進み方とどっちが速いかということになるかと思えますけれども、やはり、高度ネットワーク化の整備を早急に進めていく必要があるかと思えます。

もう1つ、エコツーリズムのことで申し上げますと、海津さんが今おっしゃったように、先駆的な取り組みをされたということもありますので、やはりここは日本におけるエコツーリズムの先進地であることを強くアピールしていただければと思います。それから、先進地であるがゆえに、やはり人材そのものの確保も必要ですけれども、現在エコツーリズムに関わっている方たちのさらなるスキルアップを進め、日本のモデル地域であるということ強く打ち出すことにより、意味合いがさらに出てくるのではないかと考えております。

以上でございます。

【岡本会長】　そうですね。確かにご指摘のとおりでございます。現在、国土交通省は観光振興の側面で滞在型観光というのを一生懸命推進しようとしておられますけれども、日本の現在の観光に出かけた場合の比較日数というのは、世界の基準から比べると、もう異常に短いわけでございます。日ごろから、なぜ日本は長くないんだろうということが疑問でございます。

いろいろな理由がございますけれども、はしょって1つだけ申し上げますと、小笠原の場合は東京から1,000キロも離れた地理的ハンデということを繰り返し伺うわけでございますけれども、しかし、考えようによっては、今、楓委員からご指摘がございましたように、ケーブルさえ、ケーブルというのは古いかもしれませんが、人工衛星とかいろいろな物があるんでしょうけれど、何かこの通信の面で技術革新の成果を応用していただければ、小笠原にいても、もう決して不自由を感じない。お子さんを小笠原に派遣しても、携帯電話かなにか知りませんが、今どうしているかというのを幾らでもチェックできるとか、そういうようなことができるわけで、地理的ハンデを克服できる1つの方法かなと思っております。今後の展開を期待したいと思っております。

それでは、関連して、ほかにかがでございましょうか。園田さん、どうぞ。NPOのお話はいかがですか。

【園田委員】　園田でございます。私はNPO担当でも何でもありませんが。

【岡本会長】　担当でもありませんけど、この間、お世話になったので。

【園田委員】 はい。ちょっと発言させていただきます。

この資料2の最後に、「住民やNPOの参画について」ということで、6個ほどのこういう団体が紹介されておりますけれども、確かにこの小笠原村さんが行政として結構この振興に関しては力を入れてやっておられるというのは十分わかります。でも、何というか、今のこの日本の社会で、行政が一生懸命やっているということだけで皆からの賛同が得られるかといったら、なかなかそうではないような社会になってきているのではないかと思っただけで仕方がないんです。それで、やはり、住民の活力というんでしょうか。そういうものが見えるという部分も必要であると思うんです。やはり、NPOとかNGOとかボランティア団体とか、いろいろな協会、「新たな公」というような表現もありますけど、私は公に反発する団体もいろいろあって、やはり、そういうものが地域の活力になってくるというふうに思いますので、粛々と進めておられるような雰囲気は非常に立派だと思うんですけれども、もう片一方で、そういう「新たな公」、また、公に反発するような団体が切磋琢磨しながら、また協働しながら、動いているというようなことが見えるようになると、これは何か自立発展への努力あかしの様な感じがしてならないです。

それで、相撲もやっておられましたよね。何かああいうようなものの何か1つ団体とか。あとは……。

【岡本会長】 自衛隊の方もね。

【園田委員】 自衛隊の方も。ああいうようなものとか、あとは、いろいろな小さな虫もたくさん珍しいのがおられるから、そういう具体的なものを1つ1つ保護するための団体のようなものをつくられたら、非常に目立つ。見えると思うんですよ。それが1つ我々審議会として必要だと。要するに、皆が住民が活力を持とうとしているという証に思えて仕方がないので、その辺はまたひとつよろしくご努力願えればと思います。

以上です。

【岡本会長】 先ほど、園田委員から最初に、最近の公のなさることに対するいろいろなチェックという時代にだんだんなってくるということで、先ほど、PDCの話がございましたが、PDCだとかPDCAだとかあります。あるいは、さっきPIの話も出ましたが、工藤委員、その辺、最近の情勢を踏まえて小笠原振興についてもその辺を考えていく必要があるかと思っておりますけど、ご意見をいただけませんかでしょうか。

【工藤委員】 ほんとは全然違うことを言いたかったんですけど。担当があるようですね。

若干、私は今、混乱を来しているんですが、この審議会としては、今回と次回で特別措置法の改正・延長ということについて、これらの小笠原村あるいは東京都の要望等を踏まえて、そのことを議論したり、この現行の振興開発のレビューのことを議論したりするのかなと思っていたんですが、きょうは個別にいろいろな事例のご説明と、それに対するいろいろな解決という感じになっているので、多分、今、会長がおっしゃるところだと、このレビューですね。開発振興計画、現行の振興開発計画に対してのレビューと、今後、例えばそれを実施していくときにどうするのかということで、これは先ほど事務局から資料5を通じてご説明いただいたところだと思うんですが、ここでよろしいんでしょうか。

【岡本会長】 ええ。

【工藤委員】 そうすると、今までのいろいろな防災であるとか、地元のコミュニティの活性化であるとか、あるいは、飛行場の問題であるとか、エコツーリズムを踏まえて、現行の振興計画をレビューしたり、新たなサイクルをつくるということだという前提でお話しさせていただきますと、1つは、個人的には、小笠原のこの振興開発特別措置法のように、場所と時限が非常にきちんと決まっていて、5年間という期限つきの法律で、この法律自体を別にレビューするわけではございませんので、そこと振興開発計画の関係をしっかりとすることが大事だと思っています。

ちょっと乱暴な言い方をしますと、この振興開発計画の中で、当初、さらにその上にあるというか、その傘になっている特別措置法との関係を考えますと、個人的にはこのレビューの、資料番号はないんですが、2枚組で先ほどご説明いただいたものところに、2番の1で冒頭に書いてある「我が国の排他的経済水域の3割を確保」という重要な国家的役割を有しているから、海洋基本法の離島の保全の趣旨にかんがみて」云々という、ここに尽きるんだろうと思うんです。

そうしますと、これ自体を法律に照らしてレビューしていくということはかなり大変でありまして、そうすると、なにが折衷案かと考えますと、実際にはここ書かれているような1つ1つの施策をレビューしていくということになるんだと思います。これはもう国土交通省さんは他省に先駆けて非常に長い政策評価、行政評価の歴史がありますので、皆さんプロでいらっしゃいますから、資料に基づいたような計画のフォローというのは可能になってくるでしょうし、これからもちろん、これが非常に必要なんだと思います。

ただ、この特別措置法の性格にかんがみると、今後、この進捗状況をこのようにしてフォローして、その最後のアクションの部分なんですが、さらに5年後にまたさらに特別措

置法を延ばしてくれというアクションにいくのか、そうじゃないほうにいくのかというのは、あまり関係がないというか、そのところは政治的な判断になるので、おそらくそのところを計画自身としての1つの完結したものにしていかなければいけないんだろうと思っています。

そのためには、今、個別のご専門の先生方がいろいろご指摘されたような、項目としては、このレビューというところの2番の黒ポツで挙がっているような内容だと思うんですが、それらをいかにしてこの振興開発計画の中で施策としてきちんと立てていくのか。それを、例えば5年間という全体の特別措置法の中では、例えば2年たったところで進捗評価を徹底的にやって、3年目以降、計画のローリングをすとか、そういったほかの部分で既に実施されているような計画体系の整備というのも多分必要になってくるんだろうと思います。今まではかなり長いタイムスパンでいろいろな作業をされてきたことが、おそらく、特に自然災害等の問題というのは、大きいことでありながら、多分早急にしなければいけないことというのがいろいろあって、そのあたりの優先順位づけとか、日程の管理、まさに進捗管理とここで書かれていることをつくらなければいけない。同時に、それをつくるといことは、そういう評価になじむような体系の計画をつくったほうが後でやりやすいので、そのところを考慮していただくと、計画づくりや今後のレビューがしやすいのではないかと思います。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。ぜひ事務局でただいまのご指摘を参考にして、今後の施策に生かしていただきたいと思っております。

何か担当があるみたいで恐縮でございますが、今村委員、いかがでございますか。

【今村委員】 申し上げたいことがたくさんあるんですが、意見1点と、要望2点ぐらいでまとめさせていただきます。

まず、意見ですけれども、会長のレビューの基本的な方向としてはこれでよろしいのではないかと。ただ、旧島民対策という法の趣旨が年々希薄になっていく中で、こういう法延長に向けていろいろ取り組むというのは大変だなという感想は持っております。基本的な方向はこれで結構だと思います。

それから、要望が2点あるんですけれども、昨今のエネルギー事情を見ますと、小笠原の振興開発の面ですとか、あるいは、島民生活のあらゆる面のバックボーンとして、エネルギー問題というのは避けて通れないような気がしております。本土よりもエネルギーの問題については小笠原は破壊的な影響力を持つのではないかと考えておりますけれども、

いかがでしょうか。

例えば、今、皆さん、島民全部が使っている電気なんかも、石油発電、火力発電ですね。それから、議長さんが毎日漁にも出かけていかれるのは重油で、おそらく、最近はやいしがないんじゃないかという危惧があります。そんなこともありまして、今まで非常に取り組みが希薄だったと思うんですが、この際、若干おくれ気味ではありますけれども、エコの島としてエコエネルギー対策をしっかり視点を持って進めていく必要があるのではないか。振興開発の方向の中のどこかの骨として位置づけていただければ幸いだと思うわけでございます。例えば、実験地区にさせていただくとか、あるいはモデル地区にさせていただくとか、あまり村に財政的な負担をかけないような方向で、いろいろなエコエネルギー開発についての取り組みを来年度あたりの予算でも、ちょっと目出しをしていただければうれしいなと思っております。

それから、第2点目は、我が小笠原協会では、毎年会員200名程度を連れまして交流ツアーというのを実施しております。毎年毎年行きます感じることなんですが、今まで小笠原諸島はどっぷり公共事業づけでやってきたツケが回っているんですが、大変元気がなくなっています。まだ父島はいろいろな関係で空気があると思うんですが、母島は全く静かな状況で、年々だんだん問題が大きくなっていくという気がしてしょうがないんですけれども。

この開発の方向の中で私たちが考えると、おしなべて小笠原というのを一くくりにして考えがちなんですが、父島と母島では少々微妙になりわいが違う。島民生活も若干違うということがございまして、できれば、東京都でつくっているそれぞれの地域づくりのガイドラインみたいなのが示されておりますが、たった2つしか島がないわけですから、もう少し丁寧に父島・母島の特性を踏まえた方向づけを計画の中で示すべきではないか。これは東京都の計画や村の計画の中でも言えることなんですが、一くくりではなくて、父・母、特色のあることを踏まえた視点を持って計画づくりを進めていただきたい。

この2点の要望をさせていただければと思います。ありがとうございました。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。エネルギー問題のご指摘、あるいは父島・母島それぞれの島の特性を踏まえた振興計画というご指摘がございました。ありがとうございました。

鈴木委員、いかがですか。どうぞ。

【鈴木会長代理】 会長のまとめていただきましたメモは大筋で大変よくまとまってい

と思います。私は今度の期限切れの時期というのと5年前とを比べた場合に、これまでの共通的な問題としては、歴史的な旧島民対策とか、それから基盤の整備でまだ実現を見ていない、非常に基幹的な航空路とか情報基盤は依然として課題として残っていますが、その後の状況の大きな変化として、海洋基本法ができて、離島の位置づけ、特に外洋離島の位置づけができて、地理的な特異性を逆に評価する法的枠組みが出きているのが1つ。もう1つは、やはり地元中心に世界自然遺産の動きが出てきて、ある程度コンセンサスになりつつあるということだろうと思うんです。

それで、海洋基本法のほうはまたいずれ議論していただくということにして、世界遺産を契機とした、またあるいはエコツーリズムということで、自然の保全とその利用と地域振興といったことを一体的に総合的に考えていく。逆に言うと、振興計画の中でどう位置づけていくか。あるいは、特別措置法の中でどう位置づけていくかというところを、少し今回盛り込めたらどうかと思うわけでございます。例えば、自然環境あるいは自然の保全のための施策とか、利用、体験活動のための施策とかいうことについて少し方向性を出して、もちろんお金のかかることですし、すべてが行政でやるわけではないので、ハード、ソフト、それから行政と住民の方、民間の事業者の方と、そういう役割分担も踏まえながら、そういった積極的な保全策、利用策というんでしょうか。そういうことについても盛り込むというか、議論をして、確かな方向性を出していければよろしいのではないかなと思うわけでございます。

以上でございます。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。

それでは、まだ十分に時間もございますので、小笠原諸島の自立的な発展のために特にご指摘いただける点がございましたら、ご自由にご発言いただきたいと思います。どうぞ。

【川嶋委員】 ありがとうございます。

1つ、航空路の開設で、会長からメモの中で「貴重な自然環境への影響、費用対効果等を含め」というふうな形でお書きいただいているんですけど、航空路そのものを今の時点で評価すれば、費用対効果というのはほとんど無理だろうと思うんです。それでも、やっぱり必要じゃないかというのは、この前の委員会するときにも急病人が出たという話をさせていただいたんですが、やっぱり、一方で需要を喚起するような政策をどんどんとっていくという必要があるんだろうと思うんです。

その中で、今、海洋法のお話が出ておりますけれども、小笠原をぜひこういう排他的な

経済水域というものを守る前線の基地にさせていただいたらどうかという気がするんです。有翼の飛行機は小笠原まで行ってもらうんですが、そこから先の島はそこまで有翼の飛行機が着けるような滑走路は無理ですので、ヘリポートを人工島のような形でパイプで組んだものでもできますので、それを中継基地にして、先端のところまで行く。そして、本部は東京にあってもよろしいんですけども、出先の本部は小笠原にいて、そこに研究者の人がたくさん、あるいは実際の行政をする方がたくさん行かれば、当然需要も増えるわけですね。今、エコツーリズムとかそういったことで観光を増やしていただくのはもちろんいいんですけども、そういう観光客以外にも、さらに前線基地のような形で位置づけて、いろいろな方がそこに住んで、守る活動をしていただいたら、結構、便も増えるのではないかという気がするんです。そういう需要を創設しながら、空港をつくっていくというようなこと、そして、それより先はもう、さっき50人のところにヘリポートと和泉先生がおっしゃいましたが、そういうことだと思うんですね。そこに生活する人がいて、そしてヘリポートがあってというようなものをつくって行って、それが日本の排他的な経済水域ですよということを主張する経済交流をやっているんだということにもなりますので、そんなことをお考えいただいたらどうかと思います。

それから、もう1点、さっき災害の話をしていただきましたけれど、耐震構造のバースを、せめて父島・母島にせめて1バースおつくりいただくことが大事かと思います。神戸の地震のときもそうでしたし、柏崎の地震のときも、あのときに壊れていないバースがあったので補給ができたということだと思いますので。せめて父島・母島には1バースだけでも耐震構造でかなりの地震にも耐えるようなものをおつくりいただいております。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございました。

ほかに、いただけませんか。

【川嶋委員】 すいません。もう1つあった。そういう国を守る施設ですので、ぜひ国のほうで関与しておつくりいただきたい。失礼な言い方ですけど、小笠原島民には無理だと思いますので、国を守るということで、お考えいただきたいと思います。

【岡本会長】 あとはいかがでございましょうか。

佐々木委員にちょっと質問があるんですけど、何かさっき資料で漁業が随分盛んでということで、資料の中の5ページですけど、この赤いカジキの水揚げなどは非常に印象的で

ございますが、2つ質問があるんですけど、資源的にこういう状況というのはまだずっと続くんでしょうかというのが1つと、それから、もう1つは、平成17年から18年に一番上の合計水揚量がちょっと下がっていますよね。これは何か気象とか、何かいろいろなことがあったんでしょうか。天候とか……。素人でよくわかりませんが。

【佐々木委員】　メカジキ漁を始めて五、六年なんですけれども、深海で、大体600メートルぐらいのところを専門に釣るわけなんですけれども、結局、先ほど、内地船が60センチぐらいいますと言ったんですけども、結局それははえ縄漁業といって、大体200メートル水深を釣っているわけです。うちの小笠原の漁業は、今までは共存していたんですけど、確かにトラブルはありました。それを解消して、600メートルという漁法が入ったので、そういう内地船とのトラブルがほとんどなくなった。

また最近、値段がすごく高騰しているんです。当時700円ぐらいだった単価が今は大体1,200円から1,300円ぐらいしているということで、自身の需要性がすごく増えているということと、先ほどここでちょっとありましたように、出荷方法を、必要のない頭としっぽは切り落とす。内蔵はもちろん。それで、先ほどエコという話が出ていますけれども、市場で発泡スチロールを使っていたんですけども、それをなるべく使用しないと。受けるほうもそれを廃棄処分するのに非常に困るし。それで補助を受けましてアルミ製の魚箱をつくりまして、それを常に内地と往復して持って帰るということで、発泡スチロールとか木でつくったものは廃棄処分がなくなるわけです。そういう感じで、運賃の負担とか廃棄処分の費用とか、それから、もちろん鮮度もそうです。アルミですから。鮮度性の高いものをつくってやるということで、非常に資源と漁獲が伸びている。

減ったのは、一部ムロアジ漁といって、大量にトン数がとれるムロアジがあるんですけども、それがやはり台湾とか、あちらのほうの入荷が多くて、出荷してもほとんど150円、200円ということで、打ち切ったわけです。それでこういう漁に変わっていたので、その辺のところグラフになってあらわれた。

資源については、毎年今年は大丈夫かと思って心配するんですけども、網でとるのはなくて、一本釣りが1本とか2本とか、最高5本ぐらいなので、それでも四、五百キロ釣れたりするわけですよ。そういう感じで、資源的には網でごっそりとるという漁法じゃないので、心配して、例えば10月ごろに「今年はだめかな」と思うんですけども、年明けには水温がかわって入ってくるとか。だから、年間を通して、今のところ漁業のほうはとりあえず順調ということですよ。

【岡本会長】 村長、農業の話ですけど、宮崎のマンゴーが話題になるたびに腹が立つんですけど、小笠原は適地じゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。

【森下委員】 小笠原も実はマンゴーをつくっているんですが、委員の皆様にも現地視察をしていただいて、小笠原の悩みも理解を少しはしていただいたと思うんですが、大変評判のいいものでも、大規模という単位ではないんですが、規模的にそれをこなしていただくだけの農業者がいないということもありまして、どうしても生産量が限定される。現在は、大変評判のいい、特に収益も高いというパッションフルーツに集中する傾向がございまして、生産する立場で言いますと、マンゴーの話でいえば、つくっていないことはないんですが、また、大変おいしいものができるんですが、今のような悩みがあるということが1つです。

あと、農業全体で言いますと、旧島民の帰島がなかなかままならない中で、不在者地主というものがございまして、農地の流動性がないということで、特に、父島のほうは、現在、農業をやっている方の後に続く方がいらっしゃらないということで、後継者不足にも悩んでおります。その後継者を新たな形で農業に携わる方を行政的に支援したり誘導したりということを考えるときに、悩みの種がその土地の流動性ということでございまして、旧島民が帰島されていないところでは土地の権利関係が大変複雑になっているような事情もありまして、思うようにいかないところが悩みの種であります。

【佐々木委員】 岡本会長、いいですか。私のほうからちょっと。

【岡本会長】 ええ、どうぞ。

【佐々木委員】 先ほどちょっとアフリカ会議のお話をしたんですけども、あの物産展を見て、先ほどお話ししましたけれども、前日のそういう花きが横浜の物産展に並ぶということを小笠原と比較した場合に、どのような感じを受けられるかお聞きしたいんですけども。私は非常にショックを受けたんです。

【岡本会長】 先ほど、川嶋委員のお話にもございましたけれども、小さくても航空路さえあればという印象を持ちましたけれども。

どうぞ。

【園田委員】 今の話なんですけれども、国交省さんにも東京都さんにもお聞きしたいと思うんですけども、この航空路を開設するということに関して、今のいろいろな医療の問題とか観光の問題とか全部を考えますと、特に反対するという理由は見あたらないような感じがしてならないんです。ただ、ここに岡本会長も書いておられますように、自然

環境への影響とか、あと、費用対効果。私は民間の三井物産の人間なので、この費用対効果というは非常に気になって仕方がない。今の発言にもございますように、乗客だけでは多分、採算に合わないのかなと。そうすると、やっぱり航空貨物。今おっしゃったように航空貨物というものも組み合わせたような形で。何かもう少し具体的にそういうようなものを検討に入るといえるのか、しっかりとした数字で挙げていく。私どもは民間企業ですから、確実に事業計画というのを組まない限り、議論になんてならないんですよ。どうもそこが抜けているような感じがしてならなくて、多分、航空路は必要だと思うんですけども、もう少し……。これはどこが中心になってやるのかはわからないものだから、ちょっと今そういう発言をさせていただいたんですけども、ちょっとそのあたりを岡本会長のほうで何かヒントになるようなことを……。

【岡本会長】 それはもう東京都と村で今、協議会が始まっておりますので、当然やっておられると思いますけれども、いかがでございましょうか。どうぞ。

【松本部長】 東京都の島しょ振興担当の松本でございます。

現在、会長がおっしゃったように、航空路の開設につきましては村と東京都で協議会をつくりまして、まず、どういう場所に飛行場をつくるか。それを島民の意見を十分参考にしながら、これから詰めていく。今、その段階に入っております。それから、その場所が決まりますと、今、園田委員がおっしゃったように、採算性の問題等もございまして、どういう飛行場をつくるか。例えば、ジェット機を飛ばす飛行場なのか、プロペラ機なのか。そういうことも協議会の中で住民の合意をとりながら進めていきたいと考えてございます。費用対効果の問題は当然重要だと思いますが、当然、赤字が出ないように、もしくは赤字が出たとしても最小限にとどめられるように、いろいろな調査を含めまして、これから詰めていきたいと考えております。まだ具体的にどういう飛行場になるかというところまで最終的には詰まっております。

【園田委員】 こういうものはPFIとか、そういうような方式というものも検討に入るんですか。

【松本部長】 今、PFIとって、そういう形も考えられるかもしれませんが、実際には、どういう航空会社がそれに参入できるか。これもどういう飛行場ができるかによって、どの航空会社なのか相談をしていきたいと考えております。まだその辺は当然、地元の自然環境との問題がありますので、地元の皆さんとよく意見を交換しながら、地元の総意をもって意思統一を図ってやっていきたいと思っております。

【岡本会長】 そうですね。どうもありがとうございました。

【森下委員】 きょう、各委員の皆様からいろいろなご意見をいただいた中で、2点ばかりちょっとお話をさせていただきたいと思います。

1つは、1,000キロという距離のハンデをどう克服するかという中では、航空路の開設に始まる交通アクセスの改善と、先ほど、楓委員からもご指摘を受けました情報アクセスの改善という、この2点はこの1,000キロという距離のハンデをどう克服するかということに大きくかかわっておりまして、現状の中では、今、衛星回線を使いまして情報アクセスについてはやっているんですが、回線数が限られておりますので、速度が遅いということ。現在の観光、農業、漁業もそうですが、特に観光につきましては、村のホームページ、それから観光協会もすべて、ブログもアクセスが大変な数になっております。また、農業で、先ほどマンゴーの話も出ましたが、パッションフルーツ等も特定のところと取引をして、例えば、農協を通さずにやっているとか、そういうこともございます。漁業のほうでもそういう実情があります。まず、ここがやっぱり重要課題として、これは個別ではなくて、やっぱり一緒に両輪のような形で考えていかなければいけないんだと私どもは思っていますし、ぜひともその辺のご支援をお願いしたいということ。

それから、もう1点は、排他的経済水域のことで、今の小笠原の新たな価値が見直されていると思うんですが、以前も申し上げさせていただいたと思うんですが、大陸棚のことが大変大きいと私は思っております。今、大陸棚の調査をずっとやっていただいておりますが、聞くところによりますと、大陸棚の約8割が小笠原海溝のほうでということ。これは調査の結果次第では、ほんとうに先々の資源の問題等に大きくかかわってくると思いますので、私どもは小笠原の存在価値、意義というのは、ここに大きなものを占めるのではないかと。母島はごらんになっていただいたと思うんですが、母島には2つの港がございます。今、バースはありますけど活用されていない東港というのがあるんですが、現在、調査船は我々から見ると内地から調査に行って、乗組員だけ交代しながらやっているんですが、小笠原を先ほどご指摘いただいたような、そういうものの母港にして、そういう研究施設なども最前線基地として小笠原にあるというようなことは、将来、国家的見地からも非常に考えていく値があることだと思っております。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

小笠原諸島の戦略的な重要性がいろいろな意味でますます高まっていくということがございます。ただ、島民の方が安心して住んでおられるような環境条件が整備されなければ、

その重要性も発揮できないということがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大体このくらいでよろしゅうございましょうか。

それでは、残りの時間も限られてきましたので、これまでのご意見をまとめたいと思ひます。

基本的には、ご指摘をいただきましたが、配付させていただきました私のメモで差し支えないというふうにご考慮しておりますが、エネルギー問題、あるいは、それぞれの島の個性を踏まえたというようなご指摘ですとか、幾つかいろいろご指摘がございました。そういうご指摘も改めて踏まえた上で、次回は事務局に意見具申の案を作成してもらいたいと思ひます。そして、それをもとに議論をさせていただいて、この措置法の延長についても考えていくんだろうと思ひております。

それでは、次に、議題その他について、事務局から連絡事項があるとのことでございますので、ご説明をお願いします。

【山近振興官】 次回の審議会の開催でございますけれども、来月の7月14日10時から予定しております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、以上で本日の議事を終わりたいと存じます。

最後に、国土交通省都市・地域整備局長の増田局長からごあいさつがございます。お願ひします。

【増田局長】 都市・地域整備局長の増田でございます。

会長をはじめ、委員の皆様には大変熱心なご討議を賜りまして、また、大変貴重なご提言も多数いただきました。本日は会長からご提示のあった議題のメモをもとにご議論いただいたわけですが、次回は私どものほうで意見具申の案を取りまとめさせていただきます、最後の議論になると思ひますが、ご議論いただきたいと思ひます。いずれにいたしましても、意見具申の一番のポイントは、今後の小笠原諸島振興開発につきまして、引き続き特別の法的枠組みのもとでやっていくかどうかということがポイントになるわけでございます、そういった方向でその明確な根拠づけというものをぜひご議論いただければと思ひております。

簡単でございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【岡本会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了します。皆様方におかれましては、ご多用中のところをご出席いただき、また、長時間にわたりご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

— 了 —